

Q&A 中国ビジネス Q&A TPP 協定と中国の改革・開放措置

Q 2015年10月に貿易・投資の自由化の度合いが高いと言われるTPP協定（環太平洋パートナーシップ協定）が交渉参加国の大筋合意に達したとのことですが、投資の面ではどういう合意がなされたのでしょうか？

また、その合意内容は中国の関連制度や政策よりもはるかに自由度が高いのでしょうか？

A TPP協定の大筋合意の内容は、日本のTPP政府対策本部のホームページで公表されています（<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppshiryo.html>）。それによれば、投資についての合意は、内国民待遇、最恵国待遇、投資財産に対する公正衡平待遇と十分な保護及び保障、外国投資家への特定措置の履行要求の原則禁止、正当な補償を伴わない投資財産の収用禁止など他の投資関連協定（投資協定及び経済連携協定の投資章）でも規定される基本的な投資保護の規定を含んでいます。これらは14年5月に発効した日中韓投資協定でも規定されているところです。

ただし、他の投資関連協定よりも高いレベルの合意内容としては、①投資前段階での内国民待遇の原則を規定したこと、②国別のネガティブリスト方式を採用したこと、③外国投資家と投資受入国との紛争での国際仲裁を規定したこと、④外国投資家への特定措置の履行要求の禁止事項を拡大したこと、があります。

投資前段階での内国民待遇

投資前段階での内国民待遇とは、外国投資家に対して投資・企業設立後だけでなく投資前の手続きで国内企業・投資家に対するよりも不利でない待遇を与えることを言います。現在、中国は外国投資に対してはプロジェクトの認可または届出、企業設立についての認可及び登記を課し、一方で国内投資に対しては固定資産投資を行う場合の認可または届出と企業設立登記のみとしており、TPP協定に加入するにはこれらの制度を統一する必要があります。

ただし、中国はすでにその準備を進めています。現在、「中外合弁企業法」、「中外合作経営企業法」、「外資企業法」の外資三法に代わる「外国投資法」の起草作業が行われていますが、公開された法案によれば、外国投資を禁止または制限する分野以外に投資する場合には設立認可を経ずに登記を行うと規定され、国内投資と同等の待遇が適用されることになっています。「外国投資法」は、18年3月までの第12期全人代会期内の制定がめざされています。

一方、投資が固定資産投資を伴う場合、15年12月から外国投資にも国内投資と同じ「市場参入ネガティブリスト」が適用され、それに記載されるプロジェクトに投資する場合のみ認可または届出とすることになっています。

これらが実現すれば、中国でも投資前段階での内国民待遇が実現することになります。

投資ネガティブリスト

TPP協定の投資のネガティブリストは、国別に外国投資を例外的に禁止または制限する分野と措置・規制を記載したものです。これまでの投資関連協定では外国投資を許可する分野と条件を記載したポジティブリスト方式が一般的でしたが、ネガティブリスト方式は外国投資家にとってより透明性、利便性が高いとされています。

中国では、同様のネガティブリスト方式は上海、広東、天津、福建の自由貿易試験区で試行されていますが、それ以外の地域では「外商投資産業指導目録」というポジティブリスト方式が適用されています。しかし、15年12月からネガティブリスト方式の試行地区を拡大し、18年からは全国で正式に実施するという方針が発表されています。

現在、自由貿易試験区で試行されているネガティブリストには50分野、120項目余りの措置・規制が記載されており、すでにかなりの自由化が進んでいます。TPP協定の国別投資ネガティブリストは、交渉参加国の正式署名後に公表されると見られますが、中国はその内容を参照しながらリストを改訂していくものと思われます。

この点でも、中国のTPP協定への加入の条件は整いつつあると言えます。

ISDS 条項

ISDSとは外国投資家と投資受入国の紛争での国際仲

有限会社池上事務所
代表取締役 池上隆介

TPP 協定の投資に関するその他の分野と規定の概要

政府調達	特定の政府機関が基準額以上の物品及びサービスを調達する際の公開入札の原則実施、入札での内国民待遇及び無差別待遇、調達過程の公正性及び公平性、適用範囲の拡大に関する交渉等について規定
競争政策	競争法令の制定または維持、競争当局の維持、競争法令の執行における手続きの公正な実施、締約国間及び競争当局間の協力、消費者の保護等について規定
国有企業及び指定独占企業	国有企業及び指定独占企業が物品またはサービスの売買を行う際、商業的考慮に従い行動すること、他の締約国の企業に対する無差別の待遇を確保すること、国有企業への非商業的な援助（贈与・有利な条件での貸付等）によって他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならないこと、国有企業及び指定独占企業に関する情報を他の締約国に提供すること等を規定
知的財産	商業、地理的表示、特許、意匠、著作権、開示されていない情報等の知的財産について、WTO 知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）を上回る水準の保護、知的財産権の行使（民事上及び刑事上の権利行使手続きなら並びに国境措置等）について規定
労働	国際的に認められた労働者の権利に直接関係する労働法令を執行すること、1998 年の ILO 宣言に述べられている権利（強制労働の撤廃、児童労働の廃止、雇用・職業に関する差別の撤廃等）を自国の労働法令に採用・維持すること、労働法令についての啓発の促進及び公衆による関与のための枠組み、協力に関する原則等について規定
環境	環境に関する多数国間の協定の約束の確認及び更なる協力のためのルール、漁業の保存及び持続可能な管理に関するルール、野生動植物の違法な採捕及び取引に対処するためのルール等について規定

(出所) 日本政府作成の「TPP 協定の概要」から作成

裁による解決制度を言いますが、TPP 協定ではその手続きが詳細に規定されています。仲裁申立の濫用抑制に関する規定も盛り込まれたとされていますが、提訴できる範囲は他の投資関連協定よりも広いと見られます。

ただし、中国はすでに ISDS 条項を定めた投資協定を締結しており、日中韓投資協定にも ISDS が規定されていますので、これが TPP 協定加入にあたっての大きな障害となることはないと思われます。

特定措置の履行要求の禁止

外国投資家への履行要求が禁止される措置は、他の投資関連協定では現地調達、輸出、技術移転が一般的ですが、TPP 協定では新たにライセンス契約でのロイヤルティー規制、特定技術使用が盛り込まれたとされています。TPP 協定のメンバー国が他のメンバー国の外国投資家に対して、低いロイヤルティー料率を要求したり、投資を許可する見返りに特定技術の提供を要求したりすることが禁じられます。これに違反した場合、外国投資家は ISDS の規定によって国際仲裁に提訴できることになります。

中国では、法令上は特定措置の履行要求を義務づける規定はありませんが、過去には政府機関が個別の投資プロジェクトで要求した例があり、現在も根絶されたとはい切れません。ただし、中国政府の政策や制度が

らすれば、これらの履行要求の禁止も十分に受け入れが可能と思われます。

中国の投資の自由化に向けた改革・開放措置は、WTO への加入にあたっての承諾内容に沿っており、TPP 協定の合意内容とも大きな乖離はないと言えます。ただ、中国が TPP 協定に加入するためには、貿易の自由化の面で関税撤廃品目を大幅に拡大しなければなりませんし、投資の自由化の面でも国有企業に対する優遇の撤廃、あるいは知的財産の保護範囲の拡大や権利行使の実効性の確保が必要となります。

これらを実現することは中国の産業や企業に打撃を与えかねないことから容易ではないでしょうが、TPP 協定は米国と日本という GDP 世界第 1 位と第 3 位の国が加入する最も自由度が高いと言われる広域経済連携協定ですから、加入には大きなメリットがあるはずですし、メンバー国にとっても加入国が増えるほどメリットが大きくなります。大筋合意となった TPP 協定の最終章に、「TPP は APEC メンバーと TPP 締約国が合意するその他の国・地域にも開かれている」と明記されているのは、こうした合意によるものです。

中国も世界第 2 位の経済大国として TPP 協定への加入を積極的に検討、準備し、いずれは加入するものと思われます。